

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷四十四第

行發日一月四年二十和昭

論叢

國民生命史觀の諸問題 經濟學博士 石川興二
貸借對照表の性質 經濟學博士 蜷川虎三

時論

臨時租稅增徴と稅制整理 法學博士 神戸正雄
生産設備擴充資金の供給と赤字公債の消化 經濟學博士 小島昌太郎

研究

中立貨幣の條件に關する一異說 經濟學士 中谷實
全體主義的國民經濟學の基礎理論 經濟學士 白杉庄一郎
「孤立國」に於ける收獲遞減法則 經濟學士 山岡亮一

說苑

ロイツに於ける再保險の操作 經濟學士 佐波宣平
最近獨逸に於ける公債政策論 經濟學士 島恭彦
蘇聯第一次五ヶ年計畫と貿易 經濟學士 松尾彰

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(裝 轉 載)

臨時租稅增徴と稅制整理

神 戶 正 雄

緒 言

馬場財政は増稅と稅制整理とを結付けた劃期的なる新しき稅制案を提供した。それは實業界からしては可なり
に烈しい非難を買つたのだけれども、其大體の輪廓は公平に見て、なか／＼良く出來て居たとも見られる。固よ
り其れが急激なる負擔の増加を持來たしたことは反感を刺戟するのに十分なるものがあつた。新しき稅、新し
き取方についても、取られる側からの不滿不平は避けられない所であつた。併し實は斯やうな急激な大增徴も、
時勢の要求の前には已むを得なかつたのであらう。新稅も、新しき取方も、增收の必要と稅制の改良との爲めに
は已むを得なかつたであらう。處で、此案が將さに議會の討議に入らうとした少し前になつて、偶々突發した事件
の爲めに、内閣が轉覆することになり、隨つて藏相の更迭が起り、馬場財政に代つて結城財政が生れ、此の新し
き財政にては、古き財政を修正し、稍々増稅程度を緩和し、其上にも馬場案に於て最不評判なりし新稅を削り、
徵稅の根本の仕組をば、むしろ舊來の儘に残し、而も其増徴も、臨時といひ當分の内と、いふことにして、案の

立直しを行つたのである。此は見様によつては可なりに不満足ではあるが、併し時の大勢は恐らくは之を通過せしめるのであらう。案の成否は兎に角として、私は茲に一の所與の最重大なる研究の對象として、自由なる立場に立つて此案を批判して見やうと思ふ。

第一段 新增徴案の全般的の問題

(一) 此新增徴案の重點——が何處にあるかといふと、其は此が臨時増徴だといふ事にある。詳しくいへば此が臨時と増徴との二點になる。此は全く當分の内、臨時のものだといふのであり、此には永續性を缺くのである。其の當分といふのが唯一箇年の十二年度だけの積りか、尙數年は續ける積りなのか判らぬが、恐らくは新しき改正案の立つまで、其には尙ほ數年はかからう。又其の出來る時まで今の内閣が續くかも判らぬが、兎も角、かゝる銘を打つた以上は、やがて根本的の改正を考究するものとして、其れまでの間の暫定的のものといふことであり、それだからして此が完備したものではなくとも先づ此れで辛抱して貰はうといふのである。次ぎに増徴といふ事にも意味がある。此案は飽迄も整理改良といふことに主眼がなく、單に増徴だけを期して居る。成るべく現在の仕組を變更しないで其儘にして置いて、此に増率しやうといふのである。或ものにては減じ或ものにては増しつゝ平準を計り均衡を得しめやうといふのでなく、主としては唯だ増し易き處乃至は増すべき處に増さうといふのである。其處に公平の上からは大に遺憾なものが残るのだが、併しさうかといふて、一律に増率したのではないから、自ら増すべからず、増し難き處には手を觸れずして、増すべく、増し得る處に増して居るから、或度まで

此にても均衡が得られては居る。即ち此案にても刻下の財政需要に應ずることを主としつゝ、若干、公平上の考慮をも拂つては居るのである。

(二)次に此案は、もつと突き進んで考へるときには單に暫定的増徴といふ考のみから出来て居るのではない。馬場案の修正といふことをも意圖して居る。馬場案の行過ぎを直さうとして居る。馬場案には公平と財政収入とが中心の考となつて居る。公平からしては、中央と地方とを通じての税制の公平化が根幹となり、之に附帶して都市と農村との均衡、動産と不動産との均衡、法人と個人との均衡などが考慮されて居る。財政収入上からは、勿論、時局に應ずる大増收計畫が第一となつて、或度まで萬一の事變に應じて増收の可能性を豫め養つて置かうといふ意圖もある。洵に良く色々の方面に氣を配つて出来たものではあつたが、それでも尙ほ千慮の一失か、否な初めから重く考慮しなかつた方面があつたのである。第一に、本來、税制を考ふるには、公平と財政収入とのみから見てはならぬのである。此他に色々の方面、特に少くとも經濟政策、社會政策を考へなくてはならぬのである。特に今日の時勢では此二のものを決して輕視してはならぬのである。財政収入とても間接には經濟に待つのであり、經濟上の土臺が確かであり、此がドン／＼と發展し得るやうになつて居らなければ、財政収入の維持も増加も期待し得ないのである。社會政策も亦、其自身重要なるのみでなく、生活の安定、人心の安定の爲めに大切であつて、此なくしては租税の折角の公平も骨抜となつてしまうのである。此經濟政策及社會政策をば税制について考ふるときに、公平の爲めの施爲も多少徹底的のものでなくなり、其との調和の必要から、折衷的な不徹底なるものとなるの已むを得ぬことともなる。例之、第二種所得に於ける源泉課税の廢止の如き、公平からいへ

ば是非行はなければならぬのだが、經濟政策上の考慮に重きを置けば、矢張り不満足ながらも源泉課税の維持の外ないことになる。株式配當の個人所得に於ける綜合の際に從來四割控除を許したのを廢止して、實際に於ける株式取得の爲めの負債の利子を引去ることにするといふのも、公平からいへば當然の改正であるけれども、此も實際の取扱としてはさうなつては煩累に堪へず、爲めに經濟の發達を妨ぐることゝなるといふ點から躊躇せらるゝことになる。社會政策といふことも、貧者富者に於ける負擔の應分といふ公平がやがては社會政策に合致すといふ方面もあるけれども、税制が前記、經濟上の發達に好影響を與ふることが、能く貧者の職業を維持し増加し得しめることに顧みるときは、社會政策が經濟政策と並行するといふこともある。馬場案は何れかといふと、公平の爲めに大に工夫をしたが、聊か經濟政策社會政策に意を用ゐることの少かつた嫌がある。第二に、公平及財政收入の見地からいふも、馬場案に尙多少の不満足がある。公平の上からしては農村と都市との均衡、動産と不動産との均衡、法人と個人との均衡を重視して、貧富關係の調整を稍々輕視して居る。此方は或は實際、其の案の所得税、相續税に現はれたる高い累進率にて大に實行されて居るのだとも見られる。併し我邦の間接消費税が從來よりして、直接税をば遙かに凌駕して居たのに、馬場案にては其の唯さへ重き間接税へも此の上、此種税としては極度の増徴をば行ひ、準間接税たる煙草の價には既に値上げを行ひ、將さに郵便料をも引上げんとして居り、更に未來性の大なる取引税(賣上税)の新設をも行はうとして居り、それに直接税にても所得税の免稅點の引下を行はんとし、新設財産税が比例税となつたりして、結局、貧富關係の調整には冷淡なる態度を示した方面が一層多い。それから財政收入からいふても、多收の點は勿論、此案にて十二分に考慮されては居るけれども、可

動、即ち所謂、弾力性からいふと、所得税こそ凡べての税の中にて弾力性の最豊かな代表的の税であるが、財産税や取引税をばかゝる特質のものとして擧げたのは失當である。此二税はともに、必ずしも所得の有無大小と並行して課せられず、可なりに所得から見ても不公平となる可能性があり、特に無所得の處に苛税となつて現はれ、元本侵蝕ともなる恐があるとする。だから、此は出来るだけ輕き率にてのみ存立理由があり、之を以て平生準備して置いて、戰時ともならば之を隨意に増率して必要に應ずるなどは、前以て主張すべきものではなく、之を前から標榜するとき、納税者は恐を爲して猛烈に之に反對することになるのである。此等のものが戰時ともなつて、已むを得ずして増率に利用されることはあり得ても、其が當然の期待とはすべきものではないのである。で此等の税に弾力性ありといふことに特殊の意味を有たしたのは賛成し兼ねる。それで馬場案にも相當修正を要するものはあつたが、偶々政變によりて藏相の代つた爲めに、此が率直に修正せられて、其結果、主要なる點にては、經濟及社會政策上の要望に一致するやうになつた。但し公平の見地、就中、貧者富者間の調整についてはまだく盡すべきものが多く残つて居る。其上にも地方交付金の削減をしたのは、爲めに地方税整理を中止し、又は少くとも退却せしめたことになり、此に一大を宿題を残した。だから結城案は矢張り、暫定的な修正案であり、税制の根本的整理は他日に待つものといはなければならぬ。

(三)右は税制に對する要望から見たのであるが、當面の物價騰貴に對する應急策としては、此修正案が其抑制に或度まで貢獻しつゝある。此は前記要望中の、經濟及特に社會政策上の見地の一とも見られるが、又其とは別に觀察點を供しても居る。凡そ増税といふことは、所詮、物價騰貴を持來たす傾を有つ。常に必ず然りとは勿論い

へない。けれども經濟上の情勢が許すときには、増稅は物價を騰貴せしめる。營業者は之を利用して増稅された度合よりも以上にまで價格を引上げやうとする。直接稅だらうが、間接稅だらうが、營業者に關する限りは、彼は有らゆる機會を捉へて、稅をば價格に込めて前轉しやうとする。此度の馬場稅案の發表あるや、既に昨年十一月頃からして物價騰貴の勢を作つた。所得稅、營業收益稅の引上も此に響いては居るが、幾多消費稅の引上、取引稅の新設、關稅の全面的引上などの豫想が、營業者をして物價騰貴を當然と思はしめ、彼等に之が引上の口實を供したのである。勿論、此近頃の物價騰貴は増稅見越からのみ生じたのではない。實は丁度、世界的の物價騰貴の大勢が生じても居り、我邦としても、豫算の大膨脹、隨つて國費支出からしての物資需要の大増加の見込があり、公債増發見越など、幾多の原因が手傳つては居るが、併し茲に増稅もが一の原因となつて居る。市場人の思惑が主要原因だともいふが、其思惑の原因は矢張り具體的事實であり、そして其一に此増稅案があつたのである。然るに、結城案の出た爲めに、一たび上りかけたものが、此二月に入つて多少逆轉しかけたものが少くない。結城修正案は、物價對策の應急處分としては確に成功であつた。併し此が永久政策としては未だしであり、根本的の物價騰貴抑制は未だ出來て居らぬ。尙ほ、増稅が此際物價騰貴を刺戟したのみでなく、之と並行して現はるべき國費支出の膨脹が之を刺戟したことに關しては、特に其の國費支出の膨脹といふても、其は主としては軍事費の膨脹であるが、此によりて嘗て不景氣を克服し失業を救濟したのである。そして其が間接に經濟政策にも社會政策にも役立つたのだが、其程度が今日の如きにまでなると、我國生産力の不足を感じしめて、物價騰貴を速からしめることになつたのである。嘗て物價の下落を喰止めて呉れたものが、今度は其の騰貴を生ぜしめるやう

にもなつた。此場合の軍事費膨脹の度合は餘程の考慮を要することになつた。他方、勿論、生産力擴張に相當力を用ゐなくてはならぬが、その生産力膨脹其ものが其擴張施設の爲めに物價騰貴を刺戟するといふこともあつて、其とても程度を調節しないと不良の影響を伴ふのである。何れにせよ結城税制案は根本的の物價調節には未だしであり。そして農村救済の爲め、地方財政救済の爲めに爲すべきものが残されて居り、國防費膨脹の勢が今後數年はつゞき、十三年度以降に於ける一層の國費膨脹に應ずる必要もあつて、之が對策としての増税を如何にすべきやの問題が残る。國防費自體に此上、壓縮し得べきものはないか、此には、かゝるものがないとすれば、他の國費にて縮少するの餘地はないか、其等の工夫をもなまなければならぬが、其をやつても尙ほ餘裕が出て來ぬとあれば、今度は一段の増税をも工夫しなければならぬことになる。勿論、別に公債により得る度合の吟味も必要である。何れにしても結城案は當面の應急處方として或成功を収めたのに止まり、尙其には根本的施術を如何にするかの大問題が待たれて居るのである。

(四)或は結城藏相の出身から推測して、其案が都市本位、商工業者本位、特に金融資本家本位の修整修正案だともいふ。少くとも農村を閑却して居るとせられる。其の農村閑却の著しい現はれは、地方交付金の十二年度分二億二千萬圓を七千萬圓に削減した事であり、(尤も此は其後、三千万圓を追加して一億圓とした)其の金融資本家本位となつて居るのは、第二種所得の源泉課税維持に現はれ、商工業者本位たる點は、取引税の取止めに現はれて居る。財産税中止は其不動産偏重税たるの點からしては、農村を特に考慮したやうでもあるが、實の處、此税が徹底的に行はれるときには、動産の吟味が喧しくなつて、其の爲め商工業者、資産者を苦しめ、銀行、信託、保

險會社などの祕密を發くことにもなる。其をば避けやうといふのであり、全く都市中心の便宜から出て居るのである。で此案はむしろ都會人、商工業者、金融界を有利ならしめるが、併し其にとりても不利なるものが尙殘る。其の重なるものは法人重課である。但し其は株主個人にとりて間接負擔となるので、其の直接負擔となるものに比しては、假令重くても忍ばれるといふことはある。それから、農村は此案により比較的不利といふが、併し其は唯だ與へらるべきもの又は馬場案が與へやうとしたものが削減されたといふまで、あつて、兎も角、七千萬圓、追加せられて一億圓を交付せられ、其一大部を市町村に、一部を府縣に與へ、雙方にて若干の雜種稅を輕減し、市町村にては戸數割の輕減に、府縣にては地租附加稅の輕減に充てやうといふのだから、都市に於ける法人重課の相變らずの強行に比すれば、何程かましなものだとも見られ、農村とても、そんなに不平をいふべきものではないのである。

第二段 新增徴案の各稅に於ける問題

(一) 主要なる問題

(A) 源泉課稅の維持——實業界、金融界が此修正案を歡迎した第一點は、第二種所得の源泉課稅の維持である。之によりて銀行家等は然らざればあるべき煩累を免れ、資産家は其資産の内幕を見られる心配がなくなり、公社債の利廻計算が明確となり、隨つては其の流通が圓滑に行はるるやうにもなる。かゝる事柄は實業界金融界の人々としては、少々位の稅額の大小以上にも重視する所であり、彼等の心理上の満足は大い。即ち此修正によりて經

濟政策上に相當に大な貢獻を爲し、そして財政上にも之を不利とはせぬし、技術上行政上にも便宜であるとする。たゞ綜合課税の有つ公平上の長所が失はれるといふことは残る。

(B)取引税及個人財産税の取止——馬場案が實業界から不人望たりし取引税と財産税とについて法人財産税のみを残して、あとを全部取止めたのは、實業家達の満足する所である。此二税は何れも重大な缺點があるにせよ、又相當なる長所もあつて、之が改修利用の途なきにしもあらずであるのに、單純に之を取止めたのは早計ともいはれる。取引税の方は原案の儘にては不公平の程度甚しく、むしろ其位なら止めたが良いと見られるが、財産税の方はそれほど、不公平なものではない。其に於ける評價難といひ、不動産偏重といふても、大したものではないのである。既に同じ事は相續税にも行はれて居るのである。却つて此財産税が行はるゝことゝなるの結果、不動産所持者の財産調が綿密になつて、其あるの故に、相續税もが一層精密な調査を爲し得るやうになり、一層公平なものともなり得る。財産税なくして相續税のみあるときに、相續税は可なり不公平なものとして存するであらう。相續税はまさか今日之を止めることは出來ず、將來益々多く利用されなければならぬとすると、其を補充すべき財産税は假令輕率にても設けたが良いとする。又財産税は相續税を補充するのみでなく、所得税をも補充する。所得税では擱めぬ能力を此にて擱むことが出來るのである。たゞ飽迄、財産税の率は低くすることに注意すべく、さうなれば財産家も忍び得るのである。たゞ馬場案の説明にて財産税をば戰時ともならば之を重課する其爲めの用意としての税のやうにも宣傳した事が、その財産家をして一層之を忌避せしめたのである。併し實際は此税は非常時にてもそんなに重く課すべきものではないのであり、常に出來るだけ輕く課するのを至當

とするものである。それから此稅により資産家からいふと資産の内幕が外部に知られ、又面倒も多くかゝつて不快なものともいはるゝが、其が慣るればそれほどでもないやうになるべきである。之を取止めたのは惜しい。特に法人の財産稅を残して個人の其を取止めたのは片手落である。財産稅としてはむしろ個人の財産稅を残して法人の方を止めにした方が筋が通ほる。法人の財産は結局、個人の財産の中に含まれるが、法人の財産のみにては、此には個人の財産の一部しか現はれない。此修正案のやうでは、法人へ投下された財産だけが特に重課されることになる。何故に其他の投下資産を課せずして、法人投下資産のみに之を課するのか解するに苦しむ。強いて法人資本のみに課する理由をつければ、法人所得稅に於ける超過所得稅を逃れる爲めに、動もすれば法人が漫りに其資本を増大しやうとする。之を防止しやうとする爲めであるといふことと、此法人資本は個人財産と異り調査のし易いものであり、そして法人の營業收益稅に於ては其收益が實は可なりに攪み難く、逃げ易いので、其をば資本といふ外形標準により補足しやうといふこと、即ち此にて法人の所得稅又はむしろ其營業收益稅の補充としやうといふことゝから説明し得る。併し此終の營業收益又は所得に於ける外形標準の利用といふ點からいふときは、むしろ個人營業に於てかゝる必要が一層大い。個人營業に於ける純益捕捉難の方が法人に於ける其よりも大く、隨つて此個人に於ける捕捉難を救ふ爲めに或外形標準を用ゐたしといふことがある。然るに茲に其を敢てせずして、法人にのみ外形標準課稅を追加し、即ち法人にては純益捕捉の左迄六つかしくはないのに之を補ふ爲めに外形標準をも借りるといふのは變なものである。又法人にて此意味にて資本を假つて所得の補充としやうといふならば、其を加へただけでは、其收益に對する稅率なりとも輕減すべきである。然るに營業收益稅にて之をし

ないばかりでなく、若干、却つて引上を行つて居る。そして所得税にても法人には個人よりも一層の重課をして居る。益々以て其理由が成立たない。

(C) 法人重課——結城修正案が商工及金融界の希望を取入れつゝ、尙ほ取残したのは法人重課である。此が法人所得税にては單に超過所得税の増徴だけ行はなかつたが、普通所得税も、清算所得税も共に十割増徴を行ひ、財産税にては個人には課せずして、法人にのみ資本税として残し、營業收益税も個人にては増徴を見合せ、單に法人だけに引上を行つた。外に臨時利得税にても、現行が個人百分八、法人百分十なのを、個人百分十、法人百分十五として、其開きを一層大ならしめた。法人は元來、財産の塊だとも見られ、兎も角、有産者關係のものだからといふこともあり、それから税法上課税技術上若干個人營業よりも輕くなる傾があるのでもあり、旁々法人所得を個人所得よりも多少税率の上で重く課するのにも理由はあるが、併し其程度を如何にすれば適當かを決するのは六つかしい。相當穩當な度合を考へなくてはならぬ。然るに此修正案にては一足飛に大なる開きを作つた。其が至當かは疑ありとする。第三種の個人所得は累進となつて居るから、之との比較は六つかしいが、之を源泉課税にして比例率を有つた資産所得たる第二種所得、就中、其最も不利なる待遇を受くる社債利子と比較しても、此社債の利子は元來、純然たる資産所得であり、そして法人所得は其投資者、株主から見れば、社債に比しては若干、勤勞分子が如はり、隨つてむしろ幾分か、社債利子よりも輕課されて然るべきものであるのに、此修正案の結果からいふと、茲に課否及課税程度に種々の場合を生ずる可能性ある超過所得税と臨時利得税とを暫らく措く、何としても法人が普通に課せられる所の普通所得税と營業收益税と資本税との三税のみを計算するとして、

其法人所得への課税率は

$$\frac{10}{100} + \frac{4}{100} + \frac{2}{100} = \frac{16}{100}$$

である(資本の千分一税を假りに所得の百分二税と見る)。此は國税だが、此に更に所得税にも營業收益税にも地方附加税がかかる。尤も臨時増徴税にはかゝらぬ。此等を計算するときは

$$5 \times \frac{31}{100} + \frac{3.4}{100} \times \frac{112.5}{100} = \frac{5.375}{100}$$

となり、此と彼とを併せるときは百分二一・三七五となる。之を社債利子の第二種所得税が五割増徴となつて百分七・五、資本利子税が倍となつて百分四、其計百分一・五といふので濟み、地方附加税の一切かゝらぬものと比すれば、實に本來あるべきよりも反對の結果となつて居るとしなければならぬ。此に地方附加税のことは暫らく措くとしても、尙ほ法人所得の百分一六と社債利子の百分一・五とは釣合が取れて居らない。

法人所得に對しては更らに法人に於ける課税のみでなく、實は、も一度、投資者たる株主の處でも課税せられるのである。精密にいふと之をも計算しなければならぬ。此方は累進だから計算が六つかしいが、試みに其株式よりの配當額二萬圓どころとして計算して見る。今度は配當の個人所得への綜合に際しては、二割控除となるから、其の一萬六千圓にかけられることになる。此が現行税率は百分一・一だが、超過累進だから其の一萬六千圓に對する實際の税額の所得に對する平均率は百分七・〇三五である。此へ臨時増徴が四割五分かゝるとして、百分一〇・二〇〇となる。そして此本税(臨時増徴を除き)には矢張り地方附加税がかゝり、其が百分二・一八である。結

局、個人の處で百分一二・三八かゝり、之をば前に擧げた法人に於ける百分二一・三七五と合すれば、百分三三・七五五といふものとなる。何と重い課税ではないか。是れほど重課されて經濟の發達が、株式企業の發達が甚しき壓迫を受けずして濟むであらうか。我國の企業の重要なるものは凡べて會社により營まれ、何としても此に依るの外ないのに、此への斯の如き重課は企業心を阻礙することにもならうし、當業者は此重壓をば有らゆる機會を捕へて物價騰貴の中に込める工夫をすることもならう。つまり此が物價騰貴に導く可能性が相當に大い。或は使用人の待遇を悪くするやうにもなる。其はやがて生活の安定を害ひ、輸出を阻止し、社會政策上にも、經濟政策上にも不利を來たす。かゝることを考慮しては、法人課税の如きは、もつともつと軽くし、むしろ輕きに失する宜としたしとも考へらるゝほどである。處がさて實際になると、目前に大な財政需要があるし、取り易き處をば重く課するの外なく、隨つて法人重課を選ぶことになつたのである。實に此法人課税は投資者たる個人から見ると、一の間接課税であり、丁度、普通の消費税が間接税で、重いものでも樂に擔はれるのと似たものがあるのである。此は實際、已むを得ぬ事であるといへば、其迄であるけれども、一の考慮すべきことではある。それで此法人重課は財政收入上、課税技術上には都合が良いいけれども、經濟及社會政策上には弱點を有つのである。實業家出身の藏相としても此れ丈は何とも致方がなかつたものと見へる。

(D) 交付金の減少、戸數割地租附加税雜種税緩和の削減——此點については、馬場案が交付金の交付を行ひ、戸數割の全廢までも豫定したのに、結城案にて其一部、いな一大部を中止したのは遺憾である。勿論、一部の論者からいふと、戸數割も可なり良い税であり、之を全廢すべきものでなく、之を維持して改良すれば可いといふ

のであり、此論者からいへば、此程度の戸數割の緩和が恰も適當の施爲であるかも知れない。併し既に一旦、馬場氏から其全廢を豫告された以上、今更之を中止されたのでは、地方農村から見ると、何か取上られたやうな感
をいだきて不満とせざるを得ぬのである。併し實の處、地方農村は兎も角戸數割の一部を輕減せらるゝのではあり、別に地租附加稅、雜種稅の輕減も得られるのであるから、都市民に對する諸の直接稅、就中、法人稅の大増徴に比しては忍び得るものではある。又假令此修正によりて地方農村の得る所のは少くなつたとしても、此修正案によりて物價騰貴の緩められた丈にては其利益によりて埋合はされるものがあるのだから、此修正案が農村民に取りて全く不利なものとはいへない。で修正案によりては馬場案とは異つたものが與へらるゝことになつたといふまでである。特に又、馬場案の地方交付金が全然適切なものならば、大に之が修正を非難しなければならぬが、さうともいへないのであり、夫の交付金は少々行過ぎの嫌もありて、特に夫の地租家屋稅につき國庫の一旦徴收したものをば交付金の中に入れて徴收した原地方に還元するといふ如きは、無用のことであつて、むしろ初めから其れだけ多く地方をして之が附加稅を取らしめた方が、一層に地方自治を伸ばすに役立つと考へられる。で地方交付金に關する限り若干の再修正を要する。之が減額を計り、之が根本的の立て直を後日に延ばしたのには、無理からぬものもあると信ずる。

(二)其他の個々の問題

(A)所得稅——に於て、第二種所得に於ける源泉課稅を維持して、第三種への綜合課稅を取止めたことは上にいふ如くである。次ぎに假令、たゞの百分二といふ低い率にせよ、新しく國債利子への課稅の途を開いたのも當然

である。從來の國債所得不課税は何時かは改むべかりしものである。馬場案が第三種所得の免稅點引下を計畫したのを止めにしたのも、社會政策上はむしろ適切であらう。之を引下ぐる爲めに大した増收ともならず、而かも不人望を來たし、心理上、反社會的施爲との感を懷かしむるものだから、其を取止めにしたのは賢明である。法人からの配當の個人への綜合に際し取得の爲めの實際利子を引くこととして、在來の四割一律の控除を廢しやうといふ馬場案を改めて、二割の一律控除制を設けやうといふのは、夫の實際利子の判定及計算の面倒、隨つて其についての官民の紛争の甚しかるべき心配から出たもので、此は商工會議所から出た考を取入れたものである。たゞ所得税については増率の程度が問題である。超過所得税の増率取止めは、他方に類似の税たる臨時利得税もあることであり、此にまで増率するのを躊躇したものと思ふ。が併し法人の普通及清算所得にて十割といふ思切つた増率を行ひつゝ、第二種を五割、第三種を二割乃至七割増率としたので、果して均衡が取れて居るのか何うか。法人に過重の嫌があるのではないか。但し所得税にては法人を重課して居るけれども、収益税の方にて、資本利子税に十割増率を行ひ、法人營業収益税に二割増率を行ふといふことで、少くとも法人所得と資本利子所得との間には、幾らか釣合の取れたものがあるとも見られる。

(B) 収益税——にては地租は其儘にした。減率もしなかつたが、増率もしなかつた。増率から之を見逃したゞけでも、此との關係深き農村としては謝すべきである。營業収益税にては法人のみを増率とした。但し其度合は低い。個人の分は手を觸れなかつた。下の方を減率としても良いのだが、そして免稅點引上も馬場案には出て居つたが、今度は之を在來の儘とした。中小營業者の不滿とする所であらう。併し法人の増率に對し、個人に増率を

しなかつただけでも慰むるには足る。資本利子税は十割引上と、相當重い引上だが、此は純資産的の所得として其位は當然である。鑛産税の千分五より千分六への引上、金、銀鑛への新なる千分十三の課税は時節柄、異論はない。外貨債特別税も、資本利子税の特殊なものであるが、或は所得税の特別税とも見られるが、此外貨債持主の特に有利なる状態を押へて特別課税をするのは、此も今日の情勢としては許さるべきものであらう。

(C) 交通税——としては相續税を現行税に對し二割乃至十割程度引上としたのは先づ適當であらう。馬場案にては最高千分六〇〇までともなつて居たのを千分四百二十に止めたのは穩當である。幾ら相續税でも、あまり急激に大引上を行つては、元本侵蝕の恐が大であり、經濟政策上、そして社會政策上にも疑問となる。次に臨時利得税の輕少ながらの引上も異論はない。取引所税に於て其營業税の一割引上位は異論なしとして、株式取引税への八割引上は此は多少急激の引上で、其が取引の上に支障ともあり、場外取引を誘致するの弊をも伴ふ。それから有價證券移轉税が新設され、率は萬分一乃至八といふ低い率であるから、大したことはないが、併し賣上税又は取引税と並行的のものとしては、既に取引税の方を中止した以上、此有價證券移轉税をも中止しなくては片手落とも見られる。特に之を課すれば其れだけ有價證券の移轉が妨げられるといふ經濟上の不利はある。併し取引税の方は一般取引を課するので、一般大衆の生活にも關係が重大であるが、そして一般物價の騰貴に導く可能性が大いのだが、有價證券移轉税の方は何としても比較的有産者に關係する所の厚いものだから、此の如き差別があつても忍び得ぬといふことはない。

(D) 消費税——の關係にては、煙草は既に値上濟み、郵便料の引上も別途に行はれやうとして居るが、織物消費税の増徴と飴税の新設とを取止め、内國税にては酒と砂糖との税を多少引上げ、酒造税一割、酒精及酒精含有飲

料税二割、麥酒税四割、砂糖税一割五分程度引上ぐるといふのである。馬場案よりは可なりに寛大になつた。増收の必要ある際、そして一方直接税にて、所得税、相續税、資本金子税などにて多きは十割にも達する増率を行はうといふのと對照して、大衆課税とはいへ此等の税に此位の引上を行ふのは已むを得ぬことであらう。揮發油税の新設は燃料國策とも關係あり、先づ忍ぶべきものとされやう。關税については輸出統制税の出來たのが輸出を妨ぐるといふ一應の非難は受けるが、之が收入を外國貿易の進捗の經費に充つる爲め、特定の擔ひ易き輸出品のみに課するといふので、目的税ではあり、今日の特別の時勢としては暫らく認められるであらう。馬場案では廣く全面的に輸入税を引上ぐる考であつたのが、今度は改められて、礦油、自動車、自動車部分品、自動車用内燃機關等保護の必要あるものみに此引上を行ふこととし、却つて鐵、銅、パルプ原本等に免税の途を開いたのは、何程か物價騰貴の抑制に役立つといへる。

結 論

以上要之、結城藏相の増徴案は俄か作り案としては大體上出來であり、實業界の重要なる希望を取入れ、物價騰貴を緩和し、而かも全體の増收二億九千萬圓を擧ぐるといふから、洵に經濟、財政の双方に取り、更に社會政策にも好都合とする。併し其にも反面に於て、公平課税の上には疑問を残し、特に地方農村の改税及減税を後廻はしとしたのでもあり、更には今後に於ける軍の要求の増大するのに對應する一層の必要もあり、何としても税制につき全面的根本的なる大整理を行はなくてはならぬ必要に迫まられて居る。唯だ一時逃れの其日送りの應急策のみにては問題は解決し得られないのである。本案は唯だ／＼その臨時の當座の處置といふにしか過ぎない。

(二、二八、稿了)